

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第12号

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成28年亀山市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）及び附則第6項（見出しを含む。）中「平成33年2月5日」を「令和3年2月5日」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和2年6月及び同年12月に支給する期末手当の支給に関する特例措置）

7 令和2年6月及び同年12月に支給する教育長の期末手当の支給における第4条の規定の適用については、亀山市長及び副市長の給与に関する条例附則第13項中「市長にあつては20万円を、副市長にあつては15万円」とあるのは、「10万円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。